

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年9月19日（金）15:31～15:52
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

中村 彰二郎 アクセンチュア株式会社福島イノベーションセンター長

田辺 賢行 会津若松市副市長

村井 遊 会津若松市企画政策部企画調整課総務主幹

谷本 哲郎 アクセンチュア株式会社公共サービス・医療健康本部マネジャー

#### <事務局>

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

内閣府経済再生総合事務局

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 FUKUSHIMAデータバレープロジェクト
  - 3 閉会
- 

○松藤参事官 では、FUKUSHIMA・データバレー・プロジェクトにつきまして、アクセンチュアの福島イノベーションセンター長の中村様、会津若松市の田辺副市長様、ほかの皆様に来ていただいておりますので、10～15分くらいで御説明いただきまして、その後、意見交換とさせていただきたいと思っております。

本資料、議事録は原則公開といたしておりますけれども、よろしいでしょうか。

○中村福島イノベーションセンター長 はい。

○松藤参事官 では、原先生、よろしくお願ひいたします。

○原委員 どうもありがとうございます。

早速よろしくお願ひいたします。

○中村福島イノベーションセンター長 アクセンチュアの中村でございます。よろしくお願ひします。

アクセンチュアでございますが、2011年3月11日の震災があつて、その年の8月から福

島イノベーションセンターを会津に設置いたしまして、復興と地方都市再生ということを中心テーマに取り組んできております。その中で必要性を感じているプロジェクトをきょうは提案します。

1 ページ目を見ていただいて、これは御存じのとおりですが、「世界最先端IT国家創造」宣言を昨年6月14日に行った流れの中で、このITをどう成長戦略につなげるかということで、きょうはお話をしたいと思います。

2 ページ目は、御存じのとおり、ICTは、もう日本の中でも成長産業、断トツのナンバーワン産業になっているということが書いてあります。

次のページですが、御存じのとおり、ビッグデータ、オープンデータを含めて、データの価値というのが非常に重要視されておりますけれども、データは2020年オリンピックのときまで、きょう現在から14倍以上のものになるだろう。あと、デバイスが膨れることによって、さらにそのデータ量、トラフィック量というのはふえてくることが予測されています。

そういう非常にチャンスのあるICT産業ではあるのですが、4 ページ目のほうですが、日本政府も1度、e-ジャパンを推進し出したころに8位ぐらいまで上昇したのですが、残念ながらきょう現在は21位ということで、非常に成長産業をうまくキャッチアップできていないのが実態だというように、まずファクトとして理解をして頂きたいと思います。

次のページからが今回の提案に至る経緯でございますが、会津若松も地域活性化の中でオープンデータ・ビッグデータを活用したアナリティクス人材育成への取り組みをしております。これは総務省が発表したとおり経済効果は7.7兆円とされていますが、きょう現在は、残念ながら日本はどのような状況にあるかというのが5 ページに書いてあります。

1 番目の枠ですが、国内インターネットトラフィックの4割は海外からということは、基本的に海外のサイトに日本人は4割アクセスして、海外からダウンロードしているというのが実態です。日本は御存じのとおり、文化とかアニメを含めて非常に優秀なコンテンツを有しているながら、そのコンテンツを活用したビジネスが日本ではしづらいということで、海外のサイトでビジネスをしているケースも多々見られます。

御存じのとおり、フェイスブック、グーグル、グーグルの中にユーチューブがあるわけですが、あとアマゾンの書籍販売サイト、アップルのicloudなどは、日本のユーザを大変抱えているのに、日本にはデータセンターがなくて、あくまでも海外からダウンロードしているというのが実態です。これは非常にビジネスとして大きな機会損失をしているのではないかと思います。情報流通に関しては貿易最大赤字国日本ということが、今、言えるのではないかと認識をしています。

2 つ目の箱ですが、海外とのデータの保護に対しての国際的なスタンスを、例えばEUとアメリカはセーフハーバー法とかで明確にしているわけですが、ここの取り決めもないので、規制緩和を含め、あと規制も若干つくりながら、このデータが非常に重要な時代に向かっていく現在だからこそ整備する必要があるだろうと認識しています。

グローバル企業も日本企業もアジアに拠点となるデータセンターがどうしても必要なわけですが、そのデータセンター立地が残念ながら日本ではなくて、今、シンガポール、台湾にあると。ここはアジア情報ハブということを我々は言いたいのですが、残念ながら、飛行機も船もアジアのハブに日本はなれませんでした、情報ハブだけは死守するべきではないかというのが5ページ目に書いたものです。

それでは、実際に御提案する結論として、まず6ページにまとめております。やはりコンテンツ、非常に重要なこれからのビジネスの要素、データでございますが、米国版フェアユースの導入などデータの活用について、包括的なオプトアウト型データ利活用の特区を申請したいと考えております。わかりやすく言うと、アジアで一番情報を利活用しやすいビジネス環境を整備したいというのが特区の申請内容でございます。

1番目でございますが、データ・コンテンツの集積による国家成長戦略に資すると。先ほど申し上げましたとおり、海外のデータセンターからサービス提供している日本国内事業者、外に出て行ってしまった事業者を日本に取り戻すための整備をする。アジアに進出する外資のコンテンツ事業者、いわゆるグーグル、ユーチューブ、フェイスブックのような企業を、きっちりアジアにデータセンターを新設するときに日本に取り込む、そういった政策を御提案したいと思っています。そういう環境がそろえば、アジア諸国からも日本にICT関連企業が誘致できて、日本でビジネスを立ち上げる会社も出るだろうというのが1つ目の国家成長戦略のテーマでございます。

2番目は、その成長戦略を地方創生に活かそうということです。データセンター立地は御存じのとおり、今、東京に72%集中しているわけですが、実はグーグルとかアマゾン社からアクセントゥアとしては、日本のどこに立地したらいいか相談も何度か来ております。ただし、残念ながら、東京に使いたいデータセンターはないし、電気代は高いし、環境性能は悪いということで、残念ながら今まで台湾とかシンガポールの検討が進んでいる経緯がございます。やはりデータセンターの機能を要求する先端データセンターの立地要件を満たす場所に移すこと、それは多分北の方、寒冷地になると思いますが、地方創生に資するだろうと思っております。

もう一つは、東日本大震災で我々は経験しましたが、東京に集中しているがゆえにグローバルの海底ケーブルの7割が実は物理的に切断されました。これはやはり分散化して強靱化をしないと、例えば首都圏直下、南海トラフというものが来ると、大阪の回線、東京の回線が相当被害を受けるとすると、為替もとまる危険性があるのではないかと考えておりまして、ICTの基幹インフラ環境を、第3のIXとわかりやすく言っていますが、そういったものを例えば東北、会津のようなところにつくることによって、ICTの強靱化にも資するだろうと思っております。

以上の内容で、経済効果はということなのですが、先ほど申し上げたとおり海外からのトラフィックが40%ということですので、これを全部日本への立地に取り戻すのはなかなか困難かと思っておりますが、例えばという設定で、そのうち半分、つまり40%のうちの半分を

取り戻せた場合に、これを取り戻すことによって直接的に初期で4,000億円程度、年次で780億円の事業規模を生み出すことができると思います。この計算式に関しては18ページに参照で載せておりますので、一応計算式も後で確認いただければと思います。

8ページ目でございますが、では、米国とは実際にどのように異なっているかということです。米国の著作権法170条で言えば、ちょっと読みますが、著作権者の許諾なく利用した場合であっても、公正な利用であれば著作権侵害に当たらないというフェアユース規定、包括的なオプトアウト型を採用しています。それがゆえに、シリコンバレーを中心にデータ活用型の企業がどんどん生まれて経済を発展させているという実態があるかと思います。

日本の場合は、全て個別に最初に許可をとらない限り使えない、再利用ができないということで、残念ながら日本でそういったビジネスは立ち上げづらい、日本での立ち上げを敬遠するような状況にあります。残念ながら、グローバルレベルのICTサービス企業を生み出すことが出来ていないというのがきょう現在だと思えます。

これからインターネット人口が36億人にふえて、さらに多様なサービスがどんどん参加することがわかっていながら規制緩和できず手をこまねいているというのが、きょう現在の日本の状態だと思えます。

とはいえ、9ページに、アメリカのように全てオプトアウト型で何でも利用していいですよ、違法性が認められる場合は場合には裁判で戦いなさいと、簡単にそのように国の方向を切りかえるのは難しいと思えますので、国家戦略特区に会津を選定していただいて、会津の指定されたデータセンター内にフェアユースという考え方を持ち込んで、何か犯罪に近いようなことがあった場合にはサーバの差し押さえなども明確にしやすい環境をまずつくり、このフェアユースによって、産業集積を果たしどのぐらい成長ができるのか、どのぐらい海外へ出て行った企業を取り戻せるのかを実証していきたいと考えています。実証後に関しては全国に広がっていけばいいと考えております。

10ページ目ですが、実際に香港、シンガポールには、ここにグローバル企業のデータセンターアジア拠点として移転が加速と書いていますが、日本の企業ですら、日本にデータセンター、プライマリを置かない状況になってきております。海外からデータをダウンロードするものですから、実はNTT、KDDIさんを含め、回線業者もダウンロードに耐えられる帯域を設備投資するという二重苦みたいな状態になっています。海外ケーブルというのは本来は為替や国家間の情報連携などの重要な役割が中心であります。残念ながら、現在は重たい画像を海外からダウンロードしている状態にありますから、この辺の見直しにより健全な設備投資に改革できるものと考えます。

11ページ目は、イメージでわかっていただけるとおり、大手ネットサービス企業5社のデータセンターの立地状況です。実はアマゾンのクラウドに関しては、法人向けですが、日本にございます。あと、マイクロソフトの法人向けのダウンロードサイトもありますが、一般国民向けのものは日本には置かれていなくて、台湾とかシンガポールにつくりつつあるということです。実は今、アップルとフェイスブックはアジアにございませぬ。特にユ

一チューブ等々のものはございませんので、今こういう企業を日本に誘致する非常に絶好のタイミングだと思っております。

12ページに、誘致する場合のデータセンターの最近のトレンドを載せております。一番データセンターを使っている大手3社でございますが、みんな写真を見てわかるとおり、雪景色になっておりまして、基本的にエネルギーは再生可能エネルギー100%で回していくということを皆さん求めています。あと、コンピューターが熱くなると冷やすのですが、そのときはできるだけ電気を使わないで外気で冷やすみたいな立地条件を皆さんしてきております。

そういったトレンドに合わせて日本のデータセンターをどう分散させていくかということですが、13ページ目にAs-IsとTo-Beが書いておりまして、外に出ていっているデータセンターをまず戻さなければいけないわけですが、きょう現在、72%が東京、首都圏にあります。ここに向かって海外のケーブルがどんどん引かれておりますので、千葉の千倉あたりで大体水揚げされて、大手町に直結されているというのが日本の現状です。

実はこれを、茨城の一番北で福島の下のほうに阿字ヶ浦というところがあるのですが、ここに海底ケーブルの太いものが今、揚がってきておりまして、これを福島、新潟と横断させて、ロシア、中国みたいに第3の基幹ネットワークを東北に分散させることで、万が一首都圏直下型地震等あった場合に、今度はアジア、米国のルートに関しては、東北の回線が全国を守るというような強靱化にもつながるのではないかとということで分散のイメージを書かせていただいております。

14ページ目は、これまでこういった国家戦略特区を提案する前提として、データを中心とした町づくりをするということでスマートシティとか、あと、データに基づいた政策決定をするということでアナリティクス人材の育成を活性化モデル事業としてやらせていただきました。

最後の15ページは、副市長のほうから会津の説明をお願いいたします。

○田辺副市長 会津若松市の副市長の田辺でございます。私から、会津若松市の候補地としての優位性を申し上げさせていただきます。

私どもの市では、今、既に内閣官房地域活性化モデルケース事業の採択をいただいております。これから5年間頑張ってまいりたいと思っておりますけれども、そうした中で、ICT人材の育成、あるいはスマートシティの実現ということ、今、取り組んでおります。これら取組みを継続することで、データセンター事業、あるいはICT関連産業の集積が活発になされていくものと考えております。

今ごらんになっているページですが、これは立地条件について御説明させていただきますけれども、本市にはICTの専門大学として20年の歴史を持つ会津大学がございます。そして、先ほど再生可能エネルギーの話がありましたけれども、これが会津は、水力、風力、太陽光、地熱、それから木質バイオマス発電と非常に豊富でございます。

そして、画面の右下にありますように、磐越自動車道を介して太平洋と日本海をつなぐ

要所にございまして、北米、アジアとの国際的なネットワークに東京を経由せずにアクセスできる、その中継地点にもなり得るということでございます。

さらに、地盤がかたくて災害が少ない都市です。この間の東日本大震災もほとんど被害を受けませんでした。気候的にも年間の気温が低くて、データセンターの立地を考える上でも有意にあると考えております。

最後になりますけれども、おとといNHKのクローズアップ現代で私どもの自治体のオープンデータの取り組みが先進的自治体として取り上げられましたけれども、私どもの会津若松市は、大学、民間、国、自治体の交流が非常に活発で、自由闊達な中で議論をしながら一緒に仕事をしていく風土がございます。そういった中で、小さな都市ではございますけれども、地方創生のモデルとなるべく頑張ったいと考えておりまして、皆やる気満々でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。

時間が限られておりますので、何点かお伺ひさせていただきたいのですが、まず、データを活用したサービスとデータセンターをどこに置くのかというのが十分理解し切れなかったのです。例えばこの著作権法に基づいてデータの利用が制約をされるというのは、どこでサービスを提供されるかに応じてかかってくる規制と考えてよろしいですか。

○中村福島イノベーションセンター長 サービスを受ける国民は、今、もちろん規制は決してされておりません。ただ、コンテンツを活用してサービスをする者やコンテンツを投稿、再利用する者等に関しては規制対象に明確になっておりますので、日本で行う場合には、今の著作権法上を全てクリアして、著作権者に全てオプトインということで許可をいただいて、そういうことをやらない限りは日本でビジネスが立ち上げられないという状態にあります。

アメリカは、御存じのとおり、フェアユースに反しない利用であれば最初にそういう断りなく、利活用してもいいということなので、どうしても企業立地はアメリカのほうに出ていくという実態があります。

○原委員 そうすると、日本でサービスを提供する限りは、データセンターをどこに置いておこうがこの規制はかかるということですね。

○中村福島イノベーションセンター長 データセンターを日本に設置しその上でコンテンツなどを活用したサービス行う場合には日本の著作権法等に基づく国内規制がかかります。

○原委員 例えばシンガポールでもどこでもいいのですけれども、データセンターをどこか別のところに置いて、日本でデータを活用したサービスを提供しますというときにはかからないのですか。

○中村福島イノベーションセンター長 設置先の制度やルールに従っている限りかかりません。○原委員 それは、現実に今、海外にデータセンターを置いている事業者さんはそういうサービスを提供されているということなのですか。

○中村福島イノベーションセンター長 はい。御存じのとおり、日本の法律では閲覧でき

ないようなサイトや不特定多数のユーザからのコンテンツの投稿などを受ける動画配信サイトやなども、利用者はどこのデータセンターから配信されているかは認識しませんので、日本人はみんな平気で今、閲覧できていると思いますが、配信サイトが海外に置いてある以上は海外の法律で運営されておりますから、米国などコンテンツ活用行いやすい場所に出ていくということになります。

○原委員 わかりました。

あと、IT推進本部で、政府でこういったデータ利用についての検討がなされていると思いますけれども、今こういう議論についてはどんな検討がなされていてというのを、もしフォローされていच्छれば。

○中村福島イノベーションセンター長 会津若松の取り組みとしては、個人情報保護法で本人の承諾をとってオープンデータをどう利活用するかというところで実施をしております。そういう流れの会話はさせていただいております。そういう意味では、マイナンバーが入ったときに、どうオプトインしていくかというような議論はさせていただいております。

直接このデータセンター分担みたいな話は、多分、前々政権の自民党のときから分散の話はあったと思いますけれども、そういう議論のときは、我々は常に意見を出させていただいております。

○原委員 わかりました。

あと、著作権法などについて特区を活用できないかという御提案は、去年から何回か提案募集をしている中でもいただいているのですけれども、そのときにいつもよくわからなくなってしまうのが、著作権を持っている人が特区以外の場所にいたときにどうなるのか。要するに、何ををもって適用除外にするのかというところの整理がなかなか難しく、なかなかこの話は特区で取り上げづらいなという印象を持ってきたのです。

先ほどの整理ですと、ともかくデータセンターを特区に置けば、その特区の外にいる著作権者の人であろうと活用されてしまっていて仕方ないのだという整理にしましょうという御提案と理解したらよろしいですか。

○中村福島イノベーションセンター長 はい。フェアユースという考え方を日本で取り入れる地域を限定いただいて、そこにあるデータセンターであれば、わかりやすく言うと、アメリカと同じ状態をつくるということですね。フェアユースのルールは特区外の権利者のコンテンツにも適用となりますが、コンテンツの活用範囲としては、まずICT分野（デジタルデータ）に限り、フェアユースによってこれらコンテンツを配信など運営する事業者のデータセンターは特区内に限定することで、利用者投稿などでフェアユースに賛同しない権利者のコンテンツが利用された場合にも即時対応でき権利者の保護も可能と考えられます。また、フェアユース自体は権利者の理解も必要になります。フェアユースルール内で多数の利用者や事業者がコンテンツを活用することで権利者にとってもこれまでリーチで来ていなかった国内外のインターネット上の多数のユーザへのプロモーション効果や販

促効果などコンテンツの流通が期待でき、権利者の利益につながる可能性もございます。フェアユースルール内におけるコンテンツ利用について権利者からどの程度賛同得られるかどうかも含め特区内で検証できるのではないのでしょうか。フェアユースに関しては、非常に包括的、概念的な規定なものですから、そこに例外規定みたいになんかいろいろな事情が来ると、アメリカはもちろん裁判で判例を積み重ねるという状態だと思いますけれども、日本の場合は最初から非常に細かく決めようとしたので、多分これまで、そこをどうするのだということを決められないことがあったと思いますが、フェアユースをまず取り入れて、そういう実際の課題が来たときに、そこで裁判の判例とかで解決していくというやり方がアメリカのやり方ですが、そういうやり方をとられたらどうでしょうかということでございます。

○原委員 そこは制度的に可能性があるのかどうか、事務局で引き続き御検討いただけたいと思います。

それから、データセンターを置くことによって雇用はどの程度生まれるのですか。

○中村福島イノベーションセンター長 まず、データセンターの維持運営のための雇用で言うと、大きな雇用は生まれません。ただ、関連産業が大きく変わってまいります。御存じのとおり、データを利用したアプリケーションベンダーとか、保守メンテをされる方々とか、そういう方々が生まれてくるので、大きな雇用が生まれると思います。

○原委員 ただ、ベンダーさんは必ずしも近くではないかもしれないとすると、会津若松市さんにとってのメリットは大丈夫ですか。

○田辺副市長 これは期待するものがありまして、現在でも会津大学を中心にベンチャー企業は20社以上立ち上がって、さまざまな活動をやっておりますので、データセンターの立地により誘発的にそういったものが活性化されていくだろうと思っています。

○原委員 わかりました。ありがとうございます。

もし事務局で何かありましたら。よろしいですか。

では、どうも大変ありがとうございました。